第2650地区青少年保護方針

1. 青少年と接する際の行動規範に関する声明

第2650地区は、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために安全な環境を作り、維持するよう努める。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接触する児童・生徒および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

1. 定　義

ボランティア：監督者の有無に関わらず、ロータリーの青少年プログラムで青少年と直接接触を持つすべての成人を指す。

青少年プログラムでは、ボランティアには以下の人が含まれる：クラブおよび地区の青少年プログラム役員と委員、ロータリアンのカウンセラー、活動や外出において青少年と行動を共にする、または青少年に同行するロータリアンおよびその他（非ロータリアンを含む）全ての関係者。青少年交換プログラムのホストファミリーの親（ホストペアレント）や、その兄弟姉妹とその他の家族など、同居している成人のホストファミリー。

青少年プログラム参加者：未成年・成人を問わず、ロータリー青少年プログラムに参加する者。

1. 法人化と損害賠償保険

第2650地区青少年プログラムの運営および活動は、一般社団法人国際ロータリー日本青少年交換多地区合同機構(ＲＩＪＹＥＭ)と称する独立した法人の一部である。

ＲＩＪＹＥＭは、東京都港区芝公園二丁目６番地１５号に所在し、日本国の「一般社団・財団法人法」によって法人化されたものである。

第2650地区の青少年プログラムは適切な補償額と限度額を備える損害賠償保険に加入している。この保険は、当法人、その従業員またはボランティアの過失を主張する第三者からの請求および訴訟から当法人を保護する。

4. クラブの遵守事項

地区ガバナーは、ロータリー青少年交換に関連した活動を含む、地区内のあらゆる青少年プログラム活動の監督および管理を行う責任を負う。第2650地区はすべて参加クラブが青少年保護およびロータリー青少年交換の認定条件を遵守するよう監督する。

ロータリー青少年プログラムに参加するすべてのクラブは、審査と認定のため、以下の書類を地区に提出しなければならない。

* クラブが第2650地区および国際ロータリーの方針を遵守してプログラムを運営する旨を明記した署名入りの文書
* 申込書、面接、身元保証人の照会、犯罪歴調査が終了し、監督なしでプログラム参加者と接することが許可されるまで、ボランティアがプログラム参加者に接触することを禁止するという確認
* パンフレット、申込書、方針、ウェブサイトなど、青少年交換プログラムに関するクラブのあらゆる資料
* 地元の支援団体や支援サービスの一覧（レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連する自治体当局、地域の支援サービス、民間サービスなど）
* クラブが作成したあらゆる青少年保護の研修資料

5. ボランティアの選考と審査

青少年との活動に興味があるすべてのロータリアンとその他のボランティアは、国際ロータリーおよび地区の認定条件を満たしていなければならない。国際ロータリーは、性的虐待もしくはハラスメントを自ら認め、または有罪判決を受け、またはそれに関与したと認められたあらゆるボランティアに対して、会員になることも参加することも禁じている。

性的虐待またはハラスメントの告発を受け、警察による調査で結論が導きだされなかった場合、または警察が調査を行わなかった場合、告発された人、およびこの人と将来接触を持つかもしれない青少年プログラム参加者の両方を守るため、さらなる保護措置が講じられなければならない。後に嫌疑が晴れた場合は、青少年プログラムのボランティアとして復帰を申請できる。復帰は権利ではなく、元の活動に復帰できるという保証はない。

プログラム参加者と直接、監督なしで接触する機会を持つ、あらゆる青少年プログラムボランティア（ロータリアンと非ロータリアンの両方を含む）は以下を行わなければならない。

* ボランティア誓約書もしくは、申込書を提出。
* 犯罪歴調査を受ける（地元の法令および慣習による）。
* （できれば直接）個人面接を受ける。
* 連絡先の記載された身元保証人のリストを提出する（身元保証人には家族を含めず、2名以上のロータリアンは含めないことが推奨されている）。
* 国際ロータリーと地区の青少年プログラム方針を遵守する。

青少年交換プログラムのホストファミリーも、以下の選考基準と審査基準を満たしていなければならない。

* 適性を審査するための総合的な面接を受け、以下を示す。
* 青少年の身の安全と安全確保に力を入れること
* 青少年を受けいれる動機が国際親善と異文化交流というロータリーの理想と一致していること
* 青少年に対する十分な宿泊設備（部屋と食事）を提供できる経済力があること
* 青少年の福利を保証するため、適切な監督と親代わりとしての責務を果たす能力があること
* 申請書に記入する。
* 青少年の受入前と受入中に、事前通知のあるなしを問わず、家庭訪問を受けいれること。家庭訪問は、以前に学生受入の経験があるホストファミリーに対しても毎年実施しなければならない。

注：ホストファミリーの家に同居するすべての成人は、選考と審査基準を満たさなければならない。これには、ホストファミリーの成人した子ども、他の親族、住みこみもしくはパートの家事使用人も含まれる。

青少年交換学生には、すべてのボランティアに適用される基準を満たすロータリアンのカウンセラーを１名割り当てなければならない。また、カウンセラーは、以下の条件も満たさなければならない。

* カウンセラーは、学生のホストファミリーの一員であってはならない。また、カウンセラーはこの学生の交換に関して他の権威ある役割を担っていないほうがよい（例えば、校長、クラブ会長、地区青少年交換委員長など）。
* カウンセラーは、肉体的、性的、または精神的虐待やハラスメントなど、起こりうるいかなる問題や懸念にも対処できなくてはならない。

6. 学生の選考と審査

第2650地区青少年交換プログラムへの参加に興味のあるすべての学生は以下の要件を満たさなければならない。

* 申請書に記入し、プログラムへの参加適性を審査する面接に応じる。
* 地区のすべてのオリエンテーションや研修セッションに出席し、参加する 。

第2650地区の青少年交換プログラムへの参加に関心のある学生の両親または法的保護者はすべて、学生のプログラムへの参加適正を測るため、面接に応じなければならない。

7. 研　修

第2650地区とそのクラブは、青少年保護研修および青少年プログラムに関する情報を提供することがある。担当地区委員会が研修セッションを実施する。

第2650地区青少年交換プログラムは、すべての学生とボランティアに対し、青少年保護についての研修と情報を提供しなければならない。地区青少年交換委員会又は地区危機管理委員会が研修セッションを実施する。

具体的に、第2650地区は以下を行う。

* 地区特定の指針、地元の慣習や文化に関する情報および法的な要件を組み入れ、「虐待とハラスメント防止に関する研修の手引き」を採択する。
* 参加者を特定した上での研修日程、それぞれのボランティア任務に必要とされる研修の頻度、および使用される研修手法を決める。
* 以下の青少年交換プログラム参加者に対する特別の研修セッションを実施する。

○　地区ガバナー

○　地区青少年交換役員および委員

○　クラブ青少年交換役員および委員

○　ロータリアンのカウンセラー

○　青少年交換活動（地元ツアーや地区行事など）に参加するその他のロータリアンおよびロータリアン以外の人

○　ホストファミリー

○　学生（派遣学生と受入学生）

* 方針への遵守を確認するため、参加記録をつける。

8. 申し立てへの対応と事態解決のための措置

第2650地区は、あらゆる虐待やハラスメントの申し立てを深刻に受けとめ、虐待およびハラスメント申し立ての報告に関する指針に従って対応する。

警察機関、児童保護局、法的調査機関すべてに協力し、独自に審査を行う際は、公式な調査を妨げない。

第2650地区は、ファイル、方針、申し立ての定期的な評価と審査を実施するために、青少年保護役員または地区調査委員会を任命することがある。

**9. 青少年の旅行**

地元地域を離れて青少年が旅行する場合は、青少年保護方針に従わなくてはならない。

第2650地区またはそのクラブがスポンサーとなるあらゆる青少年の旅行に関して、出発前に以下を行う。

* プログラム参加者の両親または法的保護者から書面による許可を得る。
* 両親または法的保護者に、場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先など旅行に関する詳細を伝える。
* 家から150マイル（240キロメートル）以上の距離を移動する場合は、医療、緊急移送、遺体の本国送還、賠償責任などを含む適切な保険にプログラム参加者が加入していることを確認する。

青少年交換学生が、ホストファミリーと一緒に、またはロータリーの行事に出席するために地元地域を離れて旅行する場合、第2650地区は学生の両親または法的保護者から書面による許可を得るものとする。

通常は青少年交換プログラムの一環としては行われないその他のあらゆる青少年交換学生の旅行については、主催者は以下を行わなければならない。

* 第2650地区から事前に許可を得る。
* 受入先の地元地域外に旅行することに対する、両親または法的保護者からの書面による許可を得る。
* 場所、宿泊、旅程、主催者の連絡先などの旅行に関する詳細を、両親または法的保護者に伝える。

10. 第2650地区青少年交換プログラムの運営

第2650地区青少年交換プログラムは、参加クラブと協力して以下を行わなければならない。

* すべての来訪学生がロータリー章典の規定を満たす、または超える保険に加入していることを確認する。
* プライバシー保護に関するあらゆる適用法に従って、プログラム参加の後10年間、ガバナー事務所に参加者とボランティアの記録を安全に保管する。
* 地域内の支援団体や支援サービスの一覧（レイプ被害者ホットライン・自殺防止ホットライン、十代向けのアルコール薬物意識向上プログラム、関連した法執行機関、地域の支援サービス、民間サービスなど）を各学生に提供する。このリストには以下の地区およびクラブの連絡先を含めなくてはならない。
* 来訪学生に：ロータリアンのカウンセラー、受入側のクラブ会長、受入先の地区青少年交換委員長、および受入先の地区ガバナー
* 派遣学生に：ロータリアンのカウンセラー、派遣側のクラブ会長、派遣側の地区青少年交換委員長、派遣側の地区ガバナー
* どのような問題でも学生の力になってくれる、窓口となる最低2名のノンロータリアン（非会員）の氏名と連絡先を各学生に教える。男女各1名以上（互いに関係を持たない）とし、ホストファミリーまたはロータリアンのカウンセラーと密接なつながりを持たない人とする。
* 交換プログラムが開始する前または開始直後に、受入プログラム参加者のデータをRI（国際ロータリー）に提出する。
* 緊急時24時間対応の電話番号を学生に提供する。
* 青少年交換学生が関わるすべての深刻な事態（虐待やハラスメントの申し立て、事故、犯罪、早期帰国、死亡）について、72時間以内にRI青少年交換担当職員に報告する。
* 地区青少年交換プログラムの枠組み外で学生を派遣することを禁止する（「裏口交換」）。
* 学生をホストファミリーから引きはなし、一時的に滞在する予備の宿泊施設を手配する際の基準と手順を設けておく。
* 審査済みの緊急用の家庭など、臨時受入態勢を整えておく。
* すべての学生の受け入れは任意であることを確認する。派遣学生の両親やクラブ会員に対し、来訪学生のホストファミリーとなることを義務づけてはならない。
* 長期プログラムの参加者には複数のホストファミリーを手配するようにする。長期の場合、プログラム中に3軒のホストファミリーの元で滞在することが推奨される。
* プログラム実施後、学生とホストファミリー両方の評価を実施する。
* 来訪学生と派遣学生から毎月報告書を提出するよう求める。この報告書は、現在のホストファミリー、気持ち、懸念、考え、提案などの情報を含むものとする。地区青少年交換委員長は、この報告書に目を通し、プログラム参加者に必要な援助を提供する。

第2650地区 虐待・ハラスメン卜の申し立て報告に関する指針

## 国際ロータリーの青少年と接する際の行動規範に関する声明

国際ロータリーは、ロータリーの活動に参加するすべての青少年のために、安全な環境をつくり、維持するために努力している。ロータリアン、その配偶者、その他のボランティアは、接する児童および青少年の安全を考え、肉体的、性的、あるいは精神的な虐待から彼らの身の安全を守るため、最善を尽くす責任がある。

2006年11月、RI理事会により承認

第2650地区は、すべての青少年プログラム参加者の身の安全と健康を守ることに尽力し、虐待やハラスメントを許さない。すべての申し立ては、深刻に受けとめられ、以下の指針に沿って対応しなければならない。

プログラム参加者の安全と福利を、常に最優先しなくてはならない。

定　義

**精神的または言葉による虐待：**他者の行動をコントロールするために、脅威、侮辱、または言葉による攻撃を行うこと。例として、青少年を拒絶すること、普通の社会的関係を築くのを妨げること、本人の人種、宗教、能力、知性、好み、または個人的な容姿について軽蔑的な発言をすること、などが挙げられる。

**肉体的虐待：**痛み、傷、その他の肉体的な苦痛や危害を与えることを目的として肉体的に接触すること。

**放置（ネグレクト）：**青少年の福利に必要とされる食事、住居、医療を提供しないこと。

**性的虐待：**単独または同性・異性および年齢を問わず、性的同意年齢に満たない相手に、強制的に間接または直接に性的な行動に及ぶことを強制あるいは促すこと。成人と未成年者の間におけるいかなる性的行動も性的虐待とみなされる。性的虐待の例には、のぞき見的行為、公然わいせつや青少年に性的資料またはポルノ類を見せるなど、接触のない犯罪も含まれる。

**性的ハラスメント：**同意したくない、または同意できない相手に対する性的な誘いかけ、性的行為の要求、または性的な性質を持つ発言もしくは身体的言動。時に、性的ハラスメントは性的虐待へと発展し、性犯罪者が被害者の感覚を鈍らせたり、手なずけたりするために用いられる場合がある。

性的ハラスメントには次のような例がある。

* 性的な言葉、冗談、性的言動に関連する書面あるいは口頭による言及、個人の性生活に関する噂話、個人の性的活動、欠陥、能力に関する言及
* 性的な性質を持つ言葉による虐待
* 性的な示唆を含む物、写真、絵などの提示
* 性的な示唆を含む目線や口笛
* 通りすがりに体をかすめるなどの不適切な身体的行動
* 卑猥な言語または身ぶり・手ぶり、および性的示唆や侮辱を含む言葉

申し立ての報告に関する指針

プログラム参加者から虐待またはハラスメントの報告を受けた成人には、以下が求められる。

注意深く耳を傾け、冷静に対処する。虐待やハラスメントを報告するのは大変勇気ある行動であることを認める。相手を励ますが、中立的な立場を保つ。ショックや恐れ、不信感を表さない。

プライバシーを守ることを約束するが、極秘ではない旨を伝える。事態に歯止めをかけ、他の人々にも同様の事が起こらないよう、虐待やハラスメントについて誰かに伝える必要があることを説明する。

事実を収集する際、尋問のように問いただすことはしない。何が起こり、誰がそうしたかを聞いて事実を収集する。事実を報告するのは正しいことであるとその青少年に伝える。青少年の動機を疑っているかのようにとられかねない「なぜ」の質問は避ける。申し立ての報告を受けた成人の責務は、この情報を適切な当局に報告することであることを忘れない。

中立的な立場を保ち、かつ安心感を与える。起こったことについて、学生や他の当事者に対する批判的な態度を取らない。青少年を責めたり、批判したりしないことは、特に重要である。事態の責任はその青少年にはないこと、そして、この件を報告したことは勇気ある成熟した行動であることを青少年に伝えて、安心させる。

申し立てを記録する。できるだけ早く会話を書面に記録する（会話の日付や時間を含む）。青少年が使った言葉を用いて、青少年が話した通りに記録する。

4.　申し立てへの対応

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、直ちに以下の手立てを講じなければならない。プログラムボランティアが行えるものもあるが、地区役員が行わなければならないものはその旨が明記されている。

1. 青少年を保護する

直ちにその状況から青少年を退避させ、疑いのある虐待者やハラスメントを行った人とのあらゆる接触を避けることで、青少年プログラム参加者の身の安全と健康を確保する。このような措置は、青少年の安全を確保するためであり、処罰ではないことを伝えて安心させる。

直ちに行動を起こして青少年の無事と健康を確保し、必要であれば医療または精神科医の診察を受けさせる。

2. 適切な当局に申し立てを報告する

虐待またはハラスメントの申し立てがあった場合、まず直ちに危機管理委員会に報告をし、必ず管轄警察等の機関に連絡して調査を依頼し、それからクラブと地区リーダーに連絡して事態解決のための措置を取る。虐待やハラスメントの申し立てに関する尋問はすべて法執行機関に委ねなければならない。

ロータリー内での第一の連絡先は、ほとんどの場合、当局との窓口となっている担当地区委員長である。この人が、適切な当局に助言を求めることとなる。ただし、申し立てにこの人が関わっている場合、地区ガバナーまたは担当地区委員長がロータリー内での最初の連絡先となる。

第2650地区は、警察または法執行機関による調査に協力する。

第2650地区は、申し立ての報告など、青少年保護に関連した地元、自治体の条例、および国の法令を調べ、あらゆるボランティアが把握していなければならない。

3. 告発された人を青少年と接触させない

第2650地区は、問題が解決するまで、性的虐待またはハラスメントを行ったとされる人物に青少年プログラム参加者との一切の接触を断たせる。

ロータリー青少年交換学生がホストファミリーの一員について問題を報告した、または申し立てを行った場合には、正式な基準と手順に従ってこの学生をホストファミリーから引きはなすこと。そうした方がよい場合は、事前に審査済みの臨時の宿泊施設に学生を移動させる。

4. 噂話や非難は避ける

申し立てについて報告すべき相手以外には、申し立てについて誰にも口外しないこと。調査の間は、被害者と告発を受けた人の双方の権利が守られるように注意する。

第2650地区は、告発を受けた人のプライバシーを保たなければならない。

5. 事態の解決を図る

申し立てがあったら地区役員は72時間以内に国際ロータリーにその旨を報告し、現状報告を行う。

第2650地区は必ず、プログラム参加者の両親または法的保護者に連絡し、本人の利益を代表する、独立した、ロータリアンではないカウンセラーを青少年につける。

警察が調査を行わない場合、または調査により結論が得られない場合、地区青少年保護方針の遵守を徹底させ、青少年の身の安全が第一に考えられていることを確認し、必要であれば地区の手順を変更するために、地区ガバナーが地区調査委員会を任命する。地区調査委員会は申し立ての正当性を判断する責任を負わない。そういったことは青少年保護当局職員や訓練を受けた法執行官にしかできないものである。

法執行機関の調査により申し立てに犯罪性がないことが判明した場合、地区ガバナーは告発された人に連絡する責任を負う。この任務は地区青少年保護役員または地区調査委員会に委任してもかまわない。

第2650地区は、不適切な行動のパターンを特定し、それに対処するため、不適切な行動に関するあらゆる告発および問題解決のために行った対応を記録しておく。